

事業報告

公益事業1. 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業

受領委任制度の適正かつ円滑な運営を目的として、当事者である会員と保険者双方の総合窓口機能を担って関係行政機関との連携のもとに、以下の一連の業務を行っている。

また、以下の一連の業務を行うために、広く柔道整復師の療養費に関わる情報の収集をして、保険講習会および保険説明会において奈良県内の柔道整復師に情報の提供をすること、また保険者及び関係行政機関等との間で行われる受領委任制度の適正かつ円滑な運営を行うための保険取扱連絡協議会等における協議課題について調査研究をするために、公益社団法人日本柔道整復師会および各都道府県の公益社団法人及び一般社団法人である柔道整復師会、その他の療養費を取り扱う団体において開催される、保険講習会、説明会等へ参加する。

1. 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業

(1) 療養費に関わる事

ア. 登録改廃手続

入退会者等について奈良県及び近畿厚生局への登録並びに改廃手続の事務を行う。

イ. 療養費申請書の一括申請及び支給

療養費の支給基準に基づいて、会員から提出される療養費申請書を点検整備した後、各保険者へまとめて提出する。

ウ. 審査(公的審査委員会協力及び内部審査)及び指導

国民健康保険(国保)・全国健康保険協会管掌保険(協会けんぽ)の各種保険者の公的審査委員会へ審査委員を推薦する。

また、保険部(国保、協会けんぽ、健康保険組合保険、共済組合保険、労働災害(通勤災害)保険)の内部審査機関を設けて、療養費申請書の点検整備の段階で検出された事項の「療養費の支給基準」への該当性等について、内部審査を実施するとともに会員に対し適正な保険請求のための指導を行う。

令和2年度では、次のとおり実施した。

国保審査会	4/15、5/18、6/17、7/15、8/18、9/15、10/19、11/17、 12/15、1/18、2/16、3/17
協会けんぽ審査会	4/18、5/23、6/20、7/18、8/22、9/19、10/24、11/21、 2/19、1/23、2/20、3/20
療養費自主審査委員会	4/11、5/16、6/13、7/11、8/22、9/12、10/17、11/14、 12/12、1/16、2/13、3/13

(2) 保険講習会等の開催

県内に在住・在勤する全柔道整復師を対象に、県民医療に不可欠な受領委任制度の適正かつ円滑な運営を図るため保険講習会を、また受領委任制度の趣旨徹底を目的として保険説明会を開催するとともに新入会員を対象として、保険指導会を毎月1回、会館において開催している。また、保険相談会(個別相談会)を開催している。

- ア. 保険講習会(保険の取り扱い等の講座)
- イ. 保険説明会(制度に変更があった時、等の説明)
- ウ. 新入会員を対象とした指導会
- エ. 保険相談会

令和2年度では、次のとおり実施した。

保険講習会(保険の取り扱い等の講座)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講習会の開催は中止した。

近畿厚生局奈良事務所、奈良県国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会奈良支部、奈良労働局労働基準部労災補償課へ資料提供を依頼し、本会事務局から奈良県内の柔道整復師すべての施術管理者に送付し、本年度の保険講習会に替えた。

保険説明会(制度に変更があった時、等の説明)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会員出席型の会館での保険説明会は中止した。

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の改定について」(5/26)

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料について」(6/24)

「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改正について」(8/28)

以上、3件の資料を会員に配信して本年度の保険説明会に替えた。

新入会員を対象とした指導会

4/11、5/16、6/13、7/11、8/22、9/12、10/17、11/14、12/12、1/16、2/13、3/13

保険相談会

4/11、5/16、6/13、7/11、8/22、9/12、10/17、11/14、12/12、1/16、2/13、3/13

(3) 保険取扱連絡協議会の開催・参加

奈良県知事及び近畿厚生局長との三者間で締結している協定に基づいて、保険者及び関係行政機関等との連携を密にし、受領委任制度の適正かつ円滑な運営を組織的に支援し被保険者の保護を図り、県民の公衆衛生の向上に資するために、保険取扱連絡協議会の開催および参加をしている。

- ア. 健保組合連合会奈良連合会と保険取扱連絡協議会
- イ. 全国健康保険協会管掌保険(協会けんぽ)奈良支部との連絡協議会

- ウ. 国保連との連絡協議会
- エ. 労災保険取扱に関する協議会
- オ. 自賠責取扱いに係る損保会社との協議会

令和2年度では、次のとおり実施した。

健康保険組合連合会奈良連合会と保険取扱連絡協議会

令和3年3月3日(水) 奈良 春日ホテルにて、最近の保険事情について、療養費の取扱いについて、等の協議を健康保険組合連合会奈良連合会から4名、本会から理事4名の出席者で開催した。

全国健康保険協会管掌保険(協会けんぽ)奈良支部との連絡協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度の開催は中止となった。
療養費審査委員会において随時行うこととなった。

国保連との連絡協議会

国保審査会において随時行っている。

労災保険取扱に関する協議会

令和2年9月24日(木)、奈良労働局労働基準部労災補償課にて、奈良県柔道整復師保険講習会に替えての労災保険取扱いに関する資料提供について、また本会からの労災保険審査委員派遣について協議会を執り行った。

自賠責取扱いに係る損保会社との協議会

令和3年3月24日(水)、公益社団法人奈良県柔道整復師会会館2階会議室にて、自賠責請求についての会員からの事例報告、質疑応答、等の協議を執り行った。
損害保険料率算出機構自賠責損害調査事務所から2名、損害保険ジャパン株式会社から4名、本会から理事4名の出席であった。

公益事業2. 柔道整復学及び柔道整復術の向上発展と柔道整復師の資質の向上に関する事業

科学、医学の進歩に伴った最新の知識・技術の研鑽や調査研究を推進するとともに、これらの成果の普及を図って、柔道整復師の資質の向上により、より質の高い施術を県民に提供することを目的とするとともに、柔道整復学及び柔道整復術の発展に努めており、県民医療の維持向上に貢献する。

1. 柔道整復学及び柔道整復術の向上発展に関する事業

(1) 研修事業

柔道整復師の資質の向上を図るため、施術に必要な医学に関する知識、施術に関する新しい基礎理論と応用の技術などについての講義、実習等の研修事業を行っている。

ア. 学術講演会及び学術研修会

イ. 学術研究会

令和2年度は、次のとおり中止した。

令和3年2月第45回定例学術講演会を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

学術研究会を新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(2) 柔道整復に関する調査研究事業

柔道整復師の資質や知識・技術の向上、更には県民への保健医療福祉サービスの充実を図り、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術等の調査研究を行うために、公益社団法人日本柔道整復師会および各都道府県の公益社団法人及び一般社団法人である柔道整復師会、その他の学会及び学術団体にて開催される、学会、学術講演会・研修会等へ参加する。

令和2年度は、次のとおり実施した。

令和2年1月30日、31日、WEB開催にて接骨医学会に理事2名が参加した。

2. 柔道整復師の資質の向上に関する事業

(1) 生涯学習に関する事業

ア. 公的学習集会や私的学習集会開催に関して、ホームページに掲載して開催を周知し、広く参加者を募る。

イ. 学術誌や広報誌への投稿に際し、原稿作成等の協力・助言をする。

ウ. その他、柔道整復師の資質の向上に関する講習会、研修会の開催をする。

また、必要に応じて一般公開をする。

令和2年度は、次のとおり実施した。

生涯学習に関する事業として、第45回定例学術講演会、学術研究会 などの中止案内をホームページに掲載した。

(2) 介護予防機能訓練指導員講習会

「介護予防・機能訓練指導員認定柔道整復師」の認定を受ける柔道整復師のために「機能訓練指導員認定講習会」を当会主催にて開催、または県外で開催される講習会の案内をして受講者の支援をする。

また、「介護予防・機能訓練指導員認定柔道整復師」の認定については、有効期間3年の更新制とされており、更新認定のための「介護予防フォローアップ講習会」についても、当会主催にて開催している。

3. 普及啓発に関する事業

(1) 広報誌及び電子媒体等による普及啓発事業

ア. 広報誌(まほろば通信)の発行

受領委任制度や療養費制度をはじめ、柔道整復師に関する専門的情報及び各種研修会の開催要領を提供するため、広報誌を発行する。

広報誌は会員に配布するほか、県内行政機関及び保険者等に無料で配布している。

なお、広報誌の内容を広く公開するため、実施された事業の内容の一部をホームページのトピックス等において公開する。

イ. ホームページの運営(維持管理)

広く県民が身近な施術所の検索を行えるなど多くの有用な情報を迅速に提供するほか、会員や関係機関への専門情報の提供、会員等との情報交換を行うため、当会ホームページを運営している。

(2) その他の普及啓発事業

ア. 市町村等公的団体から依頼のある各種行事やイベント(健康まつり等)に会員を派遣し、柔道整復 に関する普及啓発を行っている。

イ. 市民公開講座を開催し、広く県民への普及啓発を行う。

令和2年度では、次のとおり実施した。

(1) ア. 広報誌「まほろば通信」第20号発行(令和3年3月)

イ. 本会行事のマスコミ等への取材依頼

ホームページ及びフェイスブックの本会ページの運営(維持管理)

(2) ア. 五條市健康フェスティバル(中止)

公益事業3. 県民の保健福祉の推進に関する事業と県民の体位向上の啓発指導に資する事業

骨折、脱臼、捻挫、打撲、挫傷(筋、腱の損傷)などの処置や運動機能を熟知した専門家集団として、自治体等に協力し、高齢者の介護予防事業や柔道を通しての健康づくり、地域の救護活動など、県民の健康の維持増進のため、以下のような事業を実施し、貢献している。

1. 県民の保健福祉の推進に関する事業

(1) 救護班派遣事業

奈良県中学校体育連盟及び奈良県高等学校体育連盟、奈良県柔道連盟、奈良県柔道場協会等主催の柔道大会や奈良マラソンをはじめ、自治体等が主催する各種スポーツ大会などに会員を救護員として派遣している。

(2) 地域活動支援事業

県内市町村、NPO法人、その他団体が主催するイベント(健康をテーマにしたもの等)へ参加して、体操指導や健康相談などの協力をする。また、地域住民へのAED講習なども行っている。

(3) 介護予防機能訓練(介護予防事業等への支援)

柔道整復師は、介護予防事業の指導者である「介護予防・機能訓練指導員」として厚生労働省から認められていることから、高齢者の福祉の増進を目的として、市町村からの委託(有料)又は協力依頼(無料)を受け、「介護予防事業」及び「高齢社会対策市町村包括補助事業(転倒予防教室や筋力向上のための運動教室、住民への介護予防普及啓発のためのシンポジウム、その他介護予防の新たな取組)」を実施する。

(4) 県民相談事業

県民の健康管理や救急外傷に対応するため、療養費制度や施術所の案内、ケガ(負傷)や痛みの受療等各種相談に応じている。相談窓口は主に事務局で行っており、主に理事が対応している。相談は無料である。

令和2年度は以下の通り、実施した

救護派遣事業として

柔道大会救護(天理高等学校第2道場及び奈良市第2道場等 1名派遣)

9/13 10/4 10/18 11/15 2/11 3/22 3/23 3/24

還暦野球大会

新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

奈良マラソン

新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

地域活動事業として

奈良県防災訓練

新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

五条健康フェスティバル

新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

介護予防訓練(介護予防事業への支援)

介護予防訓練教室(斑鳩町いきいきプラザ 3名派遣)月/4回(月曜又は火曜日)

本会から機能訓練認定柔道整復師の資格を有する会員を毎回3名派遣し、30~40名の一般参加者を対象に介護予防機能訓練を時間短縮等感染対策の上実施した。

県民相談事業として

その他

救護班派遣事業、地域活動支援事業、介護予防機能訓練(介護予防事業等への支援)の事業を通して、必要な機会に県民相談を実施した。

2. 県民の体位向上の啓発指導に資する事業

教育、スポーツ等を通じて、青少年の心身の健全な発達に寄与することを目的として、以下の事業を行っている。

(1)少年柔道の奨励に関する事業

教育、スポーツ等を通じて、青少年の心身の健全な発達に寄与することを目的として、以下の事業を行っている。

また、本事業においては、全日本柔道連盟、奈良県柔道連盟等において行われる、審判員講習会、指導者養成講習会(公認指導者資格取得)等の受講により、ア. 少年柔道大会等での審判員として、またイ. 少年柔道および中学生柔道への指導者派遣、並びに練習会の開催(少年柔道育成事業)においての指導者として、より高い知識と技能を習得して事業にあたるものである。

ア. 少年柔道大会等の開催

イ. 少年柔道および中学生柔道への指導者派遣、並びに練習会の開催(少年柔道育成事業)

(2)スポーツ大会の後援・協賛事業

青少年の心身の健全な育成を目的に、奈良県内で行われる柔道をはじめとするスポーツ大会への後援・協賛を行っている。

ア. 柔道大会後援・協賛

イ. その他スポーツ大会後援・協賛

令和2年度では、次のとおり実施した。

(1)ア. 第3回奈良県知事杯争奪少年柔道大会(令和2年6月16日)(中止)

第29回日整全国少年柔道大会・第10回日整少年柔道形競技会(令和2年11月22日)(中止)

イ. 柔道形講習会(令和2年5月)(中止)

近畿ブロック近畿少年柔道合同練習会 場所 五條シダアリーナ(滋賀県主管)(令和2年12月13日)(中止)

全柔連公認Bライセンス審判講習会(コロナ禍のためリモート開催)(令和2年8月21日)

(2)ア. 令和2年10月18日開催の第43回奈良県少年柔道錬成大会(団体の部)

令和3年2月11日開催の第42回奈良県少年柔道錬成大会(学年別個人の部)

収益事業1. 奈良県柔道整復師協同組合の会館使用料に関する事業

(1)会館使用料

令和2年度は、上記項目を事業計画どおりに実施した。

その他事業1. 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業

1. 本会の組織強化に関する事業

(1) オリジナルマーク等の配布

- ア. ロゴマーク配布
- イ. その他ステッカー等の配布
- ウ. こども 110 番

(2) 会員への表彰

- ア. 本会は、奈良県知事表彰の受賞に該当するものを推薦
- イ. 永年役員表彰
- ウ. 永年業務表彰
- エ. その他

(3) 各種柔道大会への選手派遣

- ア. 近畿ブロック柔道大会への選手派遣
- イ. 日本柔道整復師会柔道大会への選手派遣

令和2年度では、次のとおり実施した。

(1) オリジナルマーク等の配布に関する事業は、令和元年度は実施していない。

(2) 会員への表彰については、以下の通り行った。

永年業務表彰 豊後文太会員

永年役員表彰 勝良憲浩会員 田原 亮会員

会長表彰 西尾勝彦会員 田房豊彦会員 田房豊彦会員

西畑弘毅会員 長田庄玄会員 平野大亮会員

(3) ア. 第46回近畿ブロック柔道大会(令和2年7月23日)(中止)

事前練習会(令和2年6月14日)(中止)、

イ. 第44回日整全国柔道大会(令和2年11月22日)(中止)

2. 会員の福利厚生と生活の向上及び、相互扶助に関する事業

(1) 福利厚生と生活の向上に関する事業

- ア. 人間ドック補助金
- イ. 顧問弁護士、顧問税理士への相談
- ウ. 本会員個々の法律相談や税務相談

(2) 相互扶助に関する事業

ア. 会員の冠婚葬祭に関する事業

令和2年度では、次のとおり実施した。

会員の福利厚生と生活の向上及び、相互扶助に関する事業として、顧問弁護士、顧問税理士への相談、法律相談や税務相談を、会員から希望があった場合に随時対応。会員の冠婚葬祭に関する事業として、対象者への対応を実施した。